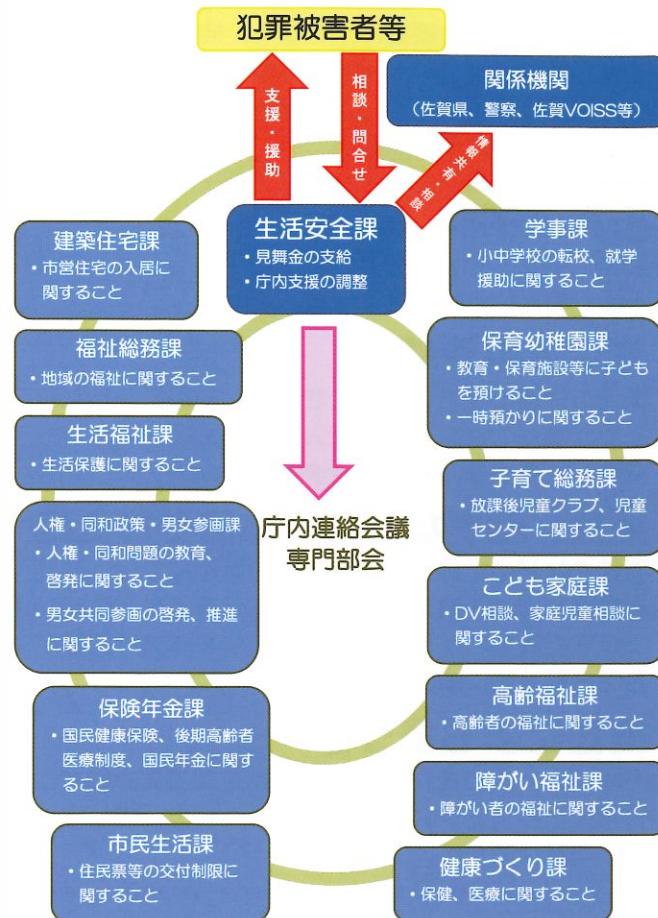


犯罪被害者等支援のネットワーク



犯罪被害者等への支援については、各関係機関及び
庁内連絡会議の関係部署と連携を取りながら適切に
行っていきます。

※犯罪被害者等…犯罪等による被害者及びその家族
又は遺族で、市内に住所を有する
方をいいます。

その他の犯罪被害者等相談窓口

民間支援団体の相談窓口

NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS
(佐賀県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

- ・犯罪被害者やそのご家族の日常生活や立ち直りに関する相談
- ・裁判所や病院、警察等への付き添い
- ・裁判傍聴等の支援

☎ 0952-33-2110

10:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

警察の相談窓口

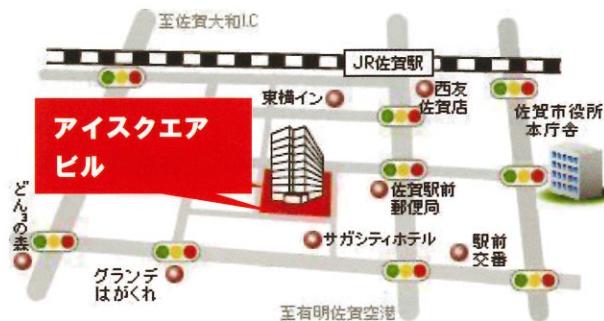
警察相談室

- ・警察に関する相談

☎ 0952-26-9110 又は #9110

受付時間 24時間

総合相談窓口（佐賀市生活安全課） の案内図



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュットちゃん」

もし、自分や大切な人が
犯罪に巻き込まれてしまったら…



～安全で安心して暮らすことができる
地域社会の実現のために～

佐賀市犯罪被害者総合相談窓口

佐賀市市民生活部生活安全課交通安全・防犯係

- ・犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談
- ・各種支援制度や関係機関等の紹介

☎ 0952-40-7012

9:00~17:45 (土日・祝日・年末年始を除く)

ひとりで悩まずご相談ください

佐賀市

犯罪被害者を様々な施策で支援していきます

犯罪被害は、いつ誰の身に降りかかっても不思議ではありません。

犯罪被害にあうと、自分の意思に関係なく、今までの日常が非日常に変わってしまいます。

それまで当たり前にできていたことができなくなるのです。

佐賀市では、佐賀市犯罪被害者等支援条例（平成29年10月1日施行）に基づき、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等に対し、状況に応じた適切な支援を行っていきます。

相談及び情報の提供等

- ・犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
- ・総合的な窓口を設置します。

見舞金の支給

- ・犯罪被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として見舞金を支給します。

名 称	遺族見舞金	傷病見舞金
金 額	30万円	10万円
対 象	被害者遺族	全治1ヶ月以上の重傷病を負った被害者本人

日常生活の支援

- ・犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるよう、福祉サービスの提供その他必要な支援を行います。

居住の安定

- ・犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅の提供を行います。

雇用の安定

- ・犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動に努めます。

市民等の理解の増進

- ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動に努めます。

人材の育成

- ・犯罪被害者等の支援を担う人材を育成し、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、市職員に対する研修及び市職員と関係機関との意見交換を行います。

民間の団体に対する支援

- ・民間の団体が行う犯罪被害者等の支援に係る活動の促進を図るため、その活動の周知に努め、また情報の提供や必要な支援を行います。

犯罪被害者が抱える様々な問題

犯罪被害者やその家族の多くは、生命、身体、財産と言った直接的な被害だけでなく、被害後に生じる二次的被害と言われる精神的なショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレス等、様々な問題に苦しめられています。

心身の不調

恐怖、不安、怒り、自責の念から生じる不眠、食欲不振、めまい、神経過敏など。

生活上の問題

従前の住居に住むことができない。被害にあったことで仕事ができなくなり収入が途絶える。医療費や裁判等に費やす時間的、経済的負担。

捜査、裁判などに伴う様々な負担

手続きなどのため、複数の機関で事件について何度も説明を求められたり、法廷へ出廷するなど慣れない環境に置かれたりするなど、裁判や捜査の過程における精神的、時間的負担。

周囲による傷つき

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレスや不快感。被害者の心情に沿わない安易な励まし。



私たちにできること

犯罪被害を受けた後、再び安心して平穏な日常を過ごせるようになるためには、身近な方、地域の方々の理解と支えが必要となります。

まず犯罪の被害に遭い、苦しんでいる人がいるということを知り、被害者を他人事と考えず、自分の身に起こったらと考えるように心がけましょう。